

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年11月6日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 シード平和株式会社

【英訳名】 SEEDHEIWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小池 信三

【本店の所在の場所】 京都市山科区榎辻中在家町8番地1
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21 9階

【電話番号】 06-4866-5388(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 榊原 拓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期 累計期間	第28期 第1四半期 累計期間	第27期
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日
売上高 (千円)	5,277,902	5,808,172	24,847,555
経常利益 (千円)	185,886	394,314	1,374,541
四半期(当期)純利益 (千円)	121,540	252,552	900,009
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	6,454,400	6,454,400	6,454,400
純資産額 (千円)	4,351,385	5,333,717	5,129,854
総資産額 (千円)	23,043,892	23,419,765	24,528,180
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.97	41.50	147.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			8.00
自己資本比率 (%)	18.9	22.8	20.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社を保有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続きましたが、政府による各種経済支援政策の効果などによって、持ち直しの動きが期待されております。しかしながら、感染再拡大への懸念も強く、引き続き国内外における新型コロナウイルス感染症の動向や金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があり、経営環境の不透明な状況が続いております。

海外経済につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、米中貿易摩擦、英国のEU離脱など、先行き不透明な状況が続いており、わが国の景気を更に下押しするリスクには留意が必要な状況にあります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、公共事業は堅調なものの、民間設備投資は企業収益の悪化等を背景に減少するなど、受注環境の悪化が懸念される状況となっております。また、人手不足について回復の兆しが見られず、これを原因とした人件費の高騰、建設資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続くものと予測されます。

住宅業界におきましては、雇用所得環境の悪化など、今後の市場動向が不透明なこともあり、戸建分譲住宅の着工数は減少傾向にあります。一方で、テレワーク（在宅勤務）の全国的な普及や、政府による「新しい生活様式」の推進などの影響により、実需層の住宅取得意欲の高まりが見られ、足元の戸建分譲住宅の需要を下支えしております。

このような状況の中、総合建設事業の一般建築請負におきましては、前事業年度までに受注した請負工事の施工が順調に進捗しました。また、大阪市を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組みました。一方で、新型コロナウイルス感染症による景気減速への懸念、建設コストの高止まりなどにより、厳しい受注環境となっております。なお、新型コロナウイルス感染症につきましても、請負工事の施工には特段の影響はありませんでしたが、その動向には引き続き注視する必要があります。

マンション事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で、仕掛物件の施工および引渡しは、期初計画通りに進捗しました。

不動産事業におきましては、収益不動産の販売や不動産売買仲介等を事業として行っており、物件の取得及び販売に積極的に取り組んでまいりました。

戸建分譲事業におきましては、京阪神エリアを中心に積極的に用地仕入れを行ったほか、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、自社販売部門の販売力強化に努めました。また、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つぐらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症による、実需層の住宅取得意欲の高まりなどもあり、販売契約の獲得は順調に進捗しました。また、前事業年度において発生した、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅設備機器の納品遅延や建築確認申請の審査遅延などによる建物完成の遅延、住宅ローン審査や不動産登記手続きの遅延につきましては、概ね解消されました。

これらの結果、当第1四半期累計期間における売上高は5,808,172千円（前年同期比10.0%増）、営業利益は301,399千円（同32.6%増）、経常利益は394,314千円（同112.1%増）、四半期純利益は252,552千円（同107.8%増）となりました。なお、営業利益の増加幅に比べ、経常利益および四半期純利益が大きく増加しておりますが、これは主に、過年度分の消費税還付、新型コロナウイルス感染症に関する政府からの助成金などを営業外収益として計上したためであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（総合建設事業）

総合建設事業におきましては、一般建築請負において、前事業年度までに受注した請負工事の施工が順調に進捗しました。また、大阪市を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組みました。一方で、新型コロナウイルス感染症による景気減速への懸念、建設コストの高止まりなどにより、厳しい受注環境となっております。その結果、当第1四半期会計期間末の建設請負受注残高は15,707,765千円（前年同期比5.8%増、前事業年度末比1.5%減）となりました。なお、請負工事の施工は期初予定通りに進捗いたしました。施工高は前年同期比で減少しております。これは、前年同期に竣工時期の近い大型請負工事複数あり、一時的に施工高が増加したためであります。なお、新型コロナウイルス感染症につきまして、請負工事の施工には特段の影響はありませんでしたが、その動向には引き続き注視してまいります。

マンション事業におきましては、主にワンルームマンション販売業者に対する販売を目的に土地を取得し、企画・開発を提案し、建設を行ったうえで、引渡しをしております。新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で、当第1四半期累計期間における仕掛物件の施工は、順調に進捗し、ワンルームマンション4棟が期初予定通りに竣工しました。また、引渡しに関しましては、期初計画通りに完了し、ワンルームマンション81戸（前年同期21戸）を法人顧客へ引渡ししております。

その結果、売上高3,636,900千円（前年同期比5.4%減）、セグメント利益237,237千円（同7.8%減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、収益不動産の販売や土地売り、不動産売買の仲介等を事業として行っております。前事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な投資用不動産市場の減速がありました。しかしながら、政府による金融緩和策などから、持ち直しの動きが期待されており、今後も市場の動向を注視してまいります。当第1四半期累計期間におきましては、販売用の収益不動産を2件（前年同期0件）取得しました。また、収益不動産の販売を2件（同1件）、不動産売買の仲介を1件（同2件）行いました。

その結果、売上高805,104千円（前年同期比38.1%増）、セグメント利益54,362千円（同5.0%減）となりました。なお、前年同期比で売上高が増加している一方、セグメント利益は減少しておりますが、これは主に、前年同期に利益額が大きい収益不動産の販売があったためであります。

（不動産賃貸管理事業）

不動産賃貸管理事業におきましては、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。

その結果、売上高156,077千円（前年同期比6.1%増）、セグメント利益36,030千円（同51.4%増）となりました。なお、売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しておりますが、これは主に、短期保有目的の新規取得物件（販売用不動産）が高い利益率にて稼働したためであります。

（戸建分譲事業）

戸建分譲事業につきましては、京阪神エリアを中心に積極的に用地仕入れを行ったほか、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、自社販売部門の販売力強化に努めました。また、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくりたい。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。当第1四半期累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症による、実需層の住宅取得意欲の高まりなどもあり、販売契約の獲得は順調に進捗しました。また、前事業年度において発生した、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅設備機器の納品遅延や建築確認申請の審査遅延などによる建物完成の遅延、住宅ローン審査や不動産登記手続きの遅延につきましては、概ね解消されました。

その結果、戸建分譲住宅の販売件数は31件（前年同期21件）、土地売り件数は3件（同0件）となり、売上高1,210,090千円（前年同期比71.8%増）、セグメント利益55,241千円（前年同期3,066千円）となりました。なお、売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しておりますが、これは主に、前年同期は積極的な人員採用により、人件費などの負担が増加していたものの、販売力の強化などにより収益性が改善したためであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて4.7%減少し、21,656,699千円となりました。これは、大型請負工事の施工が進捗したことにより受取手形・完成工事未収入金等が500,432千円増加したものの、工事未払金の支払や借入金の返済などにより現金及び預金が1,508,676千円減少したことなどによります。

固定資産は前事業年度末に比べて2.4%減少し、1,763,065千円となりました。これは、未払事業税の支払などにより繰延税金資産が37,459千円減少したことなどによります。

この結果、資産合計は、前事業年度末に比べて4.5%減少し、23,419,765千円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて10.6%減少し、12,966,432千円となりました。これは、前事業年度に計上した工事未払金の支払などにより支払手形・工事未払金等が315,100千円、不動産の売却に伴う返済などを要因として1年内返済予定の長期借入金が707,104千円、法人税の納付により未払法人税等が270,416千円、大型請負工事の施工が進捗し工事前受金を取り崩したことなどにより未成工事受入金が217,772千円、それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて4.5%増加し、5,119,616千円となりました。これは、事業資金及びプロジェクト資金として調達した長期借入金が226,339千円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて6.8%減少し、18,086,048千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて4.0%増加し、5,333,717千円となりました。これは、四半期純利益を252,552千円計上したことなどにより、利益剰余金が203,862千円増加したことなどによります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した、当社の会計上の見積り及び見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,454,400	6,454,400	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は100株であります。
計	6,454,400	6,454,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日		6,454,400		100,000		360,806

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2020年6月30日現在
			内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 368,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,086,000	60,860	-
単元未満株式	普通株式 400	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,454,400	-	-
総株主の議決権	-	60,860	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	2020年6月30日現在	
				所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シード平和株式会社	京都市山科区柳辻中在家町 8番地1	368,000		368,000	5.7
計		368,000		368,000	5.7

(注) 当社は、上記の他、単元未満の自己株式を80株保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に準じて作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,743,765	1,235,088
受取手形・完成工事未収入金等	3,788,865	4,289,297
未成工事支出金	32,267	27,055
販売用不動産	4,918,748	7,503,203
仕掛販売用不動産	10,846,846	8,338,959
その他	415,957	290,058
貸倒引当金	23,924	26,964
流動資産合計	22,722,527	21,656,699
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	957,187	956,886
その他(純額)	9,714	8,752
土地	457,872	457,872
リース資産(純額)	97,640	96,052
有形固定資産合計	1,522,415	1,519,563
無形固定資産		
投資その他の資産	24,755	23,973
長期前払費用	3,431	2,221
差入保証金	90,519	90,235
繰延税金資産	155,414	117,955
その他	48,345	48,345
貸倒引当金	39,228	39,228
投資その他の資産合計	258,482	219,528
固定資産合計	1,805,653	1,763,065
資産合計	24,528,180	23,419,765
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	1,798,810	1,483,709
短期借入金	8,724,550	8,678,641
1年内返済予定の長期借入金	2,736,968	2,029,864
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
リース債務	5,922	5,970
未払金	92,437	83,733
未払法人税等	333,055	62,638
未成工事受入金	341,634	123,862
不動産事業受入金	121,886	155,326
賞与引当金	66,676	41,863
完成工事補償引当金	37,686	37,403
その他	201,272	223,419
流動負債合計	14,500,899	12,966,432

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2020年9月30日)
固定負債		
社債	520,000	520,000
長期借入金	3,974,605	4,200,944
リース債務	106,828	105,317
退職給付引当金	87,809	92,939
預り保証金	101,249	96,849
長期未払金	70,526	67,575
資産除去債務	9,245	9,288
その他	27,161	26,701
固定負債合計	4,897,426	5,119,616
負債合計	19,398,326	18,086,048
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	656,113	656,113
利益剰余金	4,408,732	4,612,594
自己株式	34,991	34,991
株主資本合計	5,129,854	5,333,717
純資産合計	5,129,854	5,333,717
負債純資産合計	24,528,180	23,419,765

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年7月1日 至2019年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2020年9月30日)
売上高	5,277,902	5,808,172
売上原価	4,813,315	5,282,413
売上総利益	464,587	525,759
販売費及び一般管理費	237,241	224,359
営業利益	227,345	301,399
営業外収益		
受取利息	9	8
解約金収入	1,000	1,000
還付加算金	1,812	202
還付消費税等		111,537
助成金収入		22,719
その他	1,132	7,872
営業外収益合計	3,953	143,340
営業外費用		
支払利息	37,250	42,033
支払保証料	4,000	3,537
融資等手数料	4,161	4,820
その他		34
営業外費用合計	45,412	50,426
経常利益	185,886	394,314
税引前四半期純利益	185,886	394,314
法人税、住民税及び事業税	47,386	104,302
法人税等調整額	16,959	37,459
法人税等合計	64,346	141,761
四半期純利益	121,540	252,552

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

財務制限条項

前事業年度(2020年6月30日)

- (1) 借入金のうち、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約(借入金残高1,945,350千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年8月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれが高いほうの金額以上に維持すること。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2四半期連続して損失としないこと(各事業年度末日の経常損益については各事業年度通期の経常損益で、第2四半期会計期間の末日の経常損益については第1四半期及び第2四半期累計の経常損益で判定するものとする。)

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日における在庫回転期間を12ヶ月以下に維持すること。

- (2) 借入金のうち、株式会社三井住友銀行との融資契約(借入金残高654,000千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(中間決算及び本決算を含む。本号において以下同じ。)の末日における()連結貸借対照表の純資産合計金額を2018年8月期及び直前決算期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持し、且つ、()連結損益計算書の経常損益を2期連続(初回を2018年8月期本決算及び2019年8月期中間決算の2期とする。)で損失としないこと。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(本決算のみ。本号において以下同じ。)の末日における()連結貸借対照表における在庫回転期間(計算式:(販売用不動産+仕掛販売用不動産)÷(不動産販売事業売上高÷経過月数))を12ヶ月以下に維持し、()連結貸借対照表における純資産合計金額を348億7500万円以上に維持し、()連結貸借対照表及び損益計算書における当該決算期を含む過去3期の「EBITDA平均値」を0を超えた数値とし、且つ、()連結貸借対照表及び損益計算書における「NDE比率」を8以下に維持すること。

当第1四半期会計期間(2020年9月30日)

- (1) 借入金のうち、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約(借入金残高1,707,750千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年8月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2四半期連続して損失としないこと(各事業年度末日の経常損益については各事業年度通期の経常損益で、第2四半期会計期間の末日の経常損益については第1四半期及び第2四半期累計の経常損益で判定するものとする。)

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日における在庫回転期間を12ヵ月以下に維持すること。

- (2) 借入金のうち、株式会社三井住友銀行との融資契約(借入金残高136,000千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(中間決算及び本決算を含む。本号において以下同じ。)の末日における()連結貸借対照表の純資産合計金額を2018年8月期及び直前決算期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持し、且つ、()連結損益計算書の経常損益を2期連続(初回を2018年8月期本決算及び2019年8月期中間決算の2期とする。)で損失としないこと。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(本決算のみ。本号において以下同じ。)の末日における()連結貸借対照表における在庫回転期間(計算式:(販売用不動産+仕掛販売用不動産)÷(不動産販売事業売上高÷経過月数))を12ヶ月以下に維持し、()連結貸借対照表における純資産合計金額を348億7500万円以上に維持し、()連結貸借対照表及び損益計算書における当該決算期を含む過去3期の「EBITDA平均値」を0を超えた数値とし、且つ、()連結貸借対照表及び損益計算書における「NDE比率」を8以下に維持すること。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
減価償却費	17,800 千円	17,117千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月20日 定時株主総会	普通株式	36,517	6.00	2019年6月30日	2019年9月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月18日 定時株主総会	普通株式	48,690	8.00	2020年6月30日	2020年9月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	総合建設事業	不動産事業	不動産賃貸 管理事業	戸建分譲事業	
売上高					
外部顧客への売上高	3,843,608	582,821	147,169	704,302	5,277,902
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,843,608	582,821	147,169	704,302	5,277,902
セグメント利益	257,184	57,208	23,795	3,066	341,255

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	341,255
全社費用(注)	113,909
四半期損益計算書の営業利益	227,345

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	総合建設事業	不動産事業	不動産賃貸 管理事業	戸建分譲事業	
売上高					
外部顧客への売上高	3,636,900	805,104	156,077	1,210,090	5,808,172
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	3,636,900	805,104	156,077	1,210,090	5,808,172
セグメント利益	237,237	54,362	36,030	55,241	382,870

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	382,870
全社費用(注)	81,470
四半期損益計算書の営業利益	301,399

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益(円)	19.97	41.50
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	121,540	252,552
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	121,540	252,552
普通株式の期中平均株式数(株)	6,086,320	6,086,320

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月4日

シード平和株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野村利宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大好慧 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシード平和株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シード平和株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。